

本件事故当時、茨城県において、製造業を営み、製品製造過程において海水を使用していた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記1記載の損害項目（下記2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目 風評被害による営業損害(既存の取引先の買い控え等による損害)
- 2 期間 自 平成23年9月1日
至 平成24年8月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金26,706,744円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項1記載の損害項目（同項2記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 申立の取下げ

申立人は、本件における第1項の請求以外の請求については、申立を取り下げる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月30日

（仲介委員 田中昭人）